

保存資料

年少労働の現状

昭和31年10月

31. 10. 30. 50 p.

労働省婦人少年局

鹿児島婦人少年室

正誤表

頁	訂正箇所	誤	正
1	9行目	69万人 (22.5%)	67万人 (22.5%)
"	"	その他の産業 83万人 (27.9%)	その他の産業 82万人 (27.5%)
"	オ1表	(昭和31年12月)	(昭和30年12月)
3	オ3表	求人率 $\frac{c}{a}$	求人率 $\frac{c}{a}$

目 次

1	労働力人口および年少労働者数	1
2	学校卒業者の就業状況	2
3	労働基準法違反状況	3
4	年少労働者の災害	3
5	年少労働者の教育	4
6	中小企業における年少労働の状況	5
	(1) 調査の対象	5
	(2) 事業場諸施設	5
	(3) 社会保険	6
	(4) 年少労働者の就業状況	6
	(5) 労働条件	7
	(6) 災害、疾病および疲労	8
	(7) 年少労働者の教育	8
	(8) 年少労働者の就業経路	9
7	その他	9
	(1) 新聞配達児童	9
	(2) 長期欠席児童生徒	9
	(3) 不当雇用（いわゆる人身売買）	10

1. 労働力人口および年少労働者数

総理府統計局の「労働力調査」(昭和31年5月)によると、14才以上の労働力人口4,461万人のなかで14才～17才の労働力人口は6.8%を占めている。

14才～17才の人口は722万人で、そのうちの労働力人口は42.1%に当る304万人である。そして就業者は98%を占める298万人で男子は158万人、女子は140万人で男子の就業者が多い。

年令別の就業者数は14才52万人、15才79万人、16才84万人、17才83万人である。

主な産業別の就業者数を挙げると、農林業149万人(50.0%)鉱工業(鉱業、製造業)69万人(22.5%)その他の産業83万人(27.9%)で、農林業および非農林業の就業者数がほぼ同数である。

就業者のうち雇用されている労働者は、昭和25年の「国勢調査」(従業上の地位)および前述の「労働力調査」(農林業および非農林業の就業状況)より類推すると就業者の約50%の150万人弱と考えられる。

労働基準法適用事業報告を提出した事業場に雇用されている年少労働者(昭和30年12月末日～労働基準局)は728,944人で、そのうち男子は362,829人女子は366,115人である。年令別では15才～17才703,382人、15才未満25,562人で、前年に比べると15才未満の労働者数が5,000人余り増加している。

事業場規模別では、労働者数100人以上の事業場で働いている年少者が237,943人、労働者数100人未満の事業場で働いている年少者が491,001人で、中小企業(ここでは労働者数100人未満の事業場とする)の年少労働者が67%を占め、前年の66%より高率である。

第1表 事業場規模別労働基準法適用事業場年少労働者数

(昭和31年12月)

区 分	計	10人未満	10人～49人	50人～99人	100人～499人	500人～999人	1,000人以上
年少者数	728,944	176,813	233,795	80,393	139,121	42,484	56,338
比 率	100.0	24.3	32.1	11.0	19.1	5.8	7.7

労働省「労働基準法適用事業場報告」

年少労働者が多く働いている業種は工業(499,836人)および商業(121,551人)で、この両者を併せると、総数の85%を占め、前年に比べると工業の年少労働者数は減少し、商業の年少労働者数は増加している。

第2表 業種別・労働基準法
適用事業場年少者数
(昭和30年12月)

業 種	年 少 者 数
全 業 種	728,944人
1号 工 業	499,836
2号 鉱 業	4,473
3号 土 建	13,890
4号 交 通	14,430
5号 貨 物 取 扱	2,080
6号 農 林	8,976
7号 水 産 畜 産	5,367
8号 商 業	121,551
9号 金 融・広 告	7,169
10号 映 画・演 劇	1,895
11号 通 信	7,677
12号 教 育・研 究	3,661
13号 保 険・衛 生	13,493
14号 接 客・娯 楽	14,169
15号 清 掃 と 殺	149
16号 官 公 署	2,020
17号 そ の 他	8,108

労働省「労働基準法適用事業場報告」

以上の統計から年少就業者約300万人のうち、雇用年少者は約50%で、雇用者の70%弱が中小企業で働いていることが明らかである。

2. 学校卒業者の就業状況

昭和31年3月の中学校卒業者は1,856,853人で、そのうち就業者は802,221人である。昭和29年以後3年間の中学校卒業者についてみると、就業者（就業して進学している者を含む）の比率は昭和29年の40%から31年の43%に増加している。

昭和29年の「産業教育調査」によると、同年3月に中学校を卒業して就業した613,242人の16%強に当る100,043人は、中学校所在県から他の府県に移動して就業し、そのうちの74%は東京、神奈川、

愛知、大阪、兵庫等の大都市工業地帯に集中している。又東京都労働局の資料によると、昭和29年3月に他の府県の中学校を卒業して東京都内に就業した年少者の70%は中小企業に就業している。

そこで中学校卒業者の40%余りは就業し、そのうちの約15%は他県に働きにでていて、多くのものが大都市、工業地帯の中小企業に就業する傾向が明らかである。

昭和31年3月の中学校卒業者の就業状況については、「新規中学校卒業者の職業紹介状況」（職業安定所取扱分および職業安定法第25条の3の学校取扱分の合計～職業安定局）によると、求人率は98.7%で前年同時期の109.7%より低い。しかし就職件数は375,461件で前年よりはるかに多く、就職率は94.8%で前年の93.6%より高率である。男子は求人率104.0%、就職率92.1%であるが、女子は求人率93.4%、就職率97.5%で、男子は求人率が高いわりに就職率が低い、女子は求人率は低いが就職率が高いと云う逆の現象がみられる。

第3表 昭和30年度新規中学校卒業者の職業紹介状況

昭和31年6月30日現在

区 分	昭和31年6月30日			昭和30年6月30日		
	計	男	女	計	男	女
a 新規求職申込件数	517,372	258,668	258,704	389,643	195,084	194,559
b 求職者実数	396,024	200,797	195,227	313,706	159,417	154,289
c 新規求人数	510,650	269,072	241,578	427,299	230,142	197,157
求入率 $\frac{c}{a}$	98.7%	104.0	93.4	109.7	118.0	101.3
d 就職件数	375,461	184,931	190,530	293,518	144,837	148,681
就職率 $\frac{d}{b}$	94.8%	92.1	97.5	93.6	90.9	96.4

職業安定局

3. 労働基準法違反状況

昭和30年1年間に発見された労働基準法違反件数は540,979件で、年少者関係の違反件数は2.4%の12,966件で前年より若干増加している。

年少者関係の労働基準法違反件数を事業場規模別にみると、労働者100人以上の事業場で1,130件、10人以上99人の事業場で8,098件、10人未満の事業場で3,738件で、中小企業における違反件数が90%余りを占めている。

違反の内容は、労働基準法60条の「年少者の労働時間および休日」に関する違反8,583件、62条の「深夜業」に関する違反2,978件が最も多く両者を併せると年少者関係違反件数の90%を占め、この両者は前年よりいずれも違反件数が増加している。このように年少者関係の労働基準法違反は中小企業が多く、その内容は年少者の労働条件に関するものが多い。

第4表 事業場規模別の年少者関係労働基準法違反状況

(昭和30年1月～12月)

事業場規模	計	56条 最低 年令	58条 未の約 成労 年働 者契	59条 未の約 成労 年働 者契	60条 年労及 少働 者時休 の間日	62条 深 夜 業	63条 危業業 険務制 有の限 害就	64条 坑内 労働 の禁止	68条 婦郷 旅費	計 の 比 率
計	12,966	739	36	60	8,583	2,978	496	62	12	100.0%
100人以上	1,130	20	2	5	678	376	39	10	0	8.7
10人～99人	8,098	461	11	21	5,460	1,832	265	41	7	62.5
10人未満	3,738	258	23	34	2,445	770	192	11	5	28.8

1) 62, 63, 64, 68条の違反件数には成年女子も含む。

2) 労働省「監督業務実施状況」

4. 年少労働者の災害

年少労働者の死傷災害発生件数(労働基準局)は、過去5年を通じてみると、昭和28

年を頂点としてやや減少しているが、総件数に対する年少労働者の件数の比率は昭和28年以後もそれほど変りがない。

昭和30年1年間の年少労働者の災害発生件数は11,976件で、男子は9,642件、女子は2,334件である。

年少労働者の災害件数の多い産業は製造工業（9,658件）である。

次に災害千人率（1年間における労働者数1,000人当りの被災率）によると、成人労働者の千人率36.1に対し、年少労働者は16.4で相当の差がみられるが、年少労働者の災害千人率を産業別にみると貨物取扱事業73.2、建設事業67.2、鉱業61.8運輸事業27.7等は年少労働者の災害千人率としては高率で、運輸事業の場合は成人労働者の千人率より男女とも高率である。

第5表 産業別、性別、年少労働者の死傷災害発生状況
(昭和30年1月～12月)

区 分	計	男	女
計	労働者数	729,725	363,756
	死傷件数	11,976	2,334
	千人率	16.4	6.4
鉱業を除く計	労働者数	725,408	360,260
	死傷件数	11,709	2,314
	千人率	16.1	6.3
製造工業	労働者数	499,319	230,883
	死傷件数	9,658	2,016
	千人率	19.3	7.5
鉱業	労働者数	4,317	3,496
	死傷件数	267	20
	千人率	61.8	24.4
建設事業	労働者数	14,122	12,234
	死傷件数	949	64
	千人率	67.2	33.9
運輸事業	労働者数	6,788	7,448
	死傷件数	224	171
	千人率	27.7	23.0
貨物取扱事業	労働者数	2,241	1,664
	死傷件数	164	12
	千人率	73.2	20.8
農林業	労働者数	9,075	5,847
	死傷件数	183	9
	千人率	20.2	2.8

5. 年少労働者の教育

定時制課程をもつ高等学校の数は、3,101校（分校も含む）で定時制課程の生徒数は545,904人である。

（昭和31年5月現在、文部統計速報）

このうち男子は383,119人、女子は162,785人で、女子は男子の50%にも満たないが、女子の生徒数は増加の傾向を示している。

これらの高等学校定時制課程の生徒は多くが雇用労働者および家業従事者で、大部分のものが昼間は就業している。

この他に年少労働者の教育施設として事業場附属の教育施設が挙げられるが、全国で278校で、定時制高校18校、各種学校260校で、前者は定時制高校総数の0.5%、後者は各種

第 5 表 (ツヅキ)

	労働者数	186,415	102,844	83,571
その他の事業	死傷件数	360	318	42
	千人率	1.9	3.1	0.5

- 1) 労働基準法施行規則第57条によって、昭和30年末までに報告された休業1日以上死傷件数により作製した。
- 2) 業種区分は労働基準法第8条による。
- 3) 労働者数は昭和30年末におけるものである。
- 4) 千人率は $\frac{\text{死傷件数}}{\text{労働者数}} \times 1,000$ による。
- 5) 労働省労働基準局調

学校総数の4.4%と云う僅かなものである。(「事業場附属教育施設における教育の状況」昭和29年2月、婦人少年局)そして調査を行った250校の殆んどのが、労働者数100人以上の事業場に設置されている。

昭和30年12月における労働基準法による技能者養成実施事業場数は27,172で、単独養成の事業場は4.3%で残りの事業場は共同養成の方式を採用している。

技能養成工総数は61,388人で、41%の25,424人が年少労働者で、技能養成をうけている年少労働者は労働基準法適用事業報告提出事業場における年少労働者総数の3%にすぎない。

6. 中小企業における年少労働の現状

年少労働者の労働条件、事業場における諸施設、社会保険の加入状況、労働状況等については、昭和31年5月～7月に中小企業に重点を置いて行った年少労働実態調査(事業場調査、年少労働者個人調査、年少労働者の疲労調査)により現状を明らかにする。

この調査は中小企業の年少労働者数の多い紡織工業、機械器具工業、食料品工業、金属工業、製材及び木製品工業、印刷及び製本業の6産業を対象とし、14都道府県(北海道、群馬、埼玉、東京、神奈川、新潟、長野、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、広島、福岡)において実施した。

調査の概要は次のとおりである。

(1) 調査の対象

調査の対象となった事業場(年少者を雇用している事業場)は1,662事業場で、大企業は172事業場(10.4%)中小企業は1,490事業場(89.6%)である。年少労働者数は総数11,074人、大企業3,893人(35.2%)中小企業7,181人(64.8%)で、男子は5,556人、女子は5,518人である。

(2) 事業場諸施設

事業場附属教育施設をもつ事業場は、大企業23%、中小企業2%、教養娯楽施設は大企業70.9%、中小企業47.9%、体育施設は大企業90%、中小企業50%でいずれ

も大企業の方が高く、又その内容は大企業と中小企業では大きな違いがみられる。

医療施設についても同様で、大企業では診療所、医務室等をもっているところが多いが、中小企業では医療施設をもつと答えたところでも半分以上が救急箱程度のものである。

厚生施設も、食堂のあるのは大企業81% 中小企業48%，浴室は大企業76%，中小企業43%と、規模による差が大きい。

(3) 社 会 保 険

社会保険加入状況は、労災保険 89.3%，健康保険80.2%，厚生年金保険 77.0%，失業保険73.4%で、労災保険の加入率が最も高い。労働者数50人以上の事業場においては各保険共 99 % 加入しているが、10人～49人の事業場では85～95%，5人～10人の事業場では労災保険（80%強）を除けば40～60%，5人未満の事業場では労災保険47.8%，健康保険21.1%，失業保険12.2%，厚生年金保険8.9%の低率である。

第6表 社 会 保 険 加 入 状 況

事 業 場 規 模			事業場数	健康保険 加入	労災保険 加入	失業保険 加入	厚生年金保険 加入
実 数	計		1,662	1,333	1,484	1,220	1,279
	100人	以上	172	171	171	171	171
	50人	～ 99人	227	225	225	225	222
	10人	～ 49人	715	639	677	619	631
	5人	～ 9人	458	279	368	194	247
	5人	未 満	90	19	43	11	8
比 率	計		100.0%	80.2%	89.3%	73.4%	77.0%
	100人	以上	100.0	99.4	99.4	99.4	99.4
	50人	～ 99人	100.0	99.1	99.1	99.1	97.8
	10人	～ 49人	100.0	89.4	94.7	86.6	88.3
	5人	～ 9人	100.0	60.9	80.3	42.4	53.9
	5人	未 満	100.0	21.1	47.8	12.2	8.9

(4) 年少労働者の就業状況

総労働者のなかで年少労働者の占める率は 11.0 %で、大企業では7.5%，中小企業では23.6%で、中小企業の方が年少者の占める比率が高い。

調査年少労働者 11,047人の約30%に当たる 3,409人は住込で、小企業ほど住込年少労働者の比率が高い。

昭和30年1年間に、新しく就業して離職した年少者は、就職者の 24.5 %にのぼ

り、規模別にみると労働者数 500 人未満の各規模の事業場においてはその比率は30%前後である。

(5) 労働条件

1 日の実労働時間が労働基準法の規定どおり 8 時間以下と回答した事業場は約 80%，年少労働者は 70% である。そして事業場規模が小となるほど実労働時間 8 時間以下の年少労働者の比率は低くなり、労働者数 10 人未満の事業場では 50% 余りとなる。中小企業の年少労働者の残業の比率は大企業の 2 倍(30% 余)である。

休日については週 1 回与えられている年少労働者は大企業の 96.8% から、労働者 10 人未満の事業場の 61.2% まで順次低下している。又年次有給休暇も大企業 67.6% が、規模が小となるに従って少くなり、10 人未満の事業場においては 80% 余りの年少労働者が「知らない」「なし」等と答えている。休日および年次有給休暇の規模別の傾向は、事業場調査でも全く同じである。

第 7 表 年少労働者の労働時間

事業場規模		計	7時間以下	8時間以下	9時間以下	10時間以下	11時間以下	12時間以下	12時間を超えるもの	不明
実数	計	10,587	726	6,754	1,770	755	340	178	64	487
	100人以上	3,768	542	2,667	477	39	33	6	4	125
	50人～99人	2,257	64	1,474	403	201	64	41	10	129
	10人～49人	3,469	94	2,062	682	357	154	80	40	203
	10人未満	1,093	26	551	208	158	89	51	10	30
比率	計	% 100.0	6.9	63.8	16.7	7.1	3.2	1.7	0.6	
	100人以上	100.0	14.4	70.8	12.7	1.0	0.8	0.2	0.1	
	50人～99人	100.0	2.8	65.4	17.9	8.9	2.8	1.8	0.4	
	10人～49人	100.0	2.7	59.4	19.7	10.3	4.4	2.3	1.2	
	10人未満	100.0	2.4	50.4	19.0	14.5	8.1	4.7	0.9	

註) 比率は不明を除いた計を 100.0 とした。

年少労働者の 1 カ月の平均手取初任給額及び平均賃金は事業場規模が小となるに

第 8 表 年少者の 1 カ月平均手取賃金額

区分		計	1,000人以上	500人～999人	100人～499人	50人～99人	10人～49人	10人未満
男	計	4,105 ^円	4,816 ^円	4,749 ^円	4,371 ^円	4,377 ^円	3,774 ^円	3,381 ^円
	通勤	4,535	5,019	5,111	4,444	4,566	4,368	4,156
	住込	2,835	2,698	3,504	3,492	3,640	2,586	2,477
女	計	3,800	5,048	3,760	3,842	3,654	3,614	3,136
	通勤	4,175	5,718	4,147	4,159	3,876	4,008	3,990
	住込	3,124	4,323	3,431	2,837	3,167	2,651	2,544

従って低くなる傾向がみられる。

年少労働者の昭和31年4月における1カ月の平均手取賃金は、男子は通勤4,535円、住込2,835円、女子は通勤4,175円、住込3,124円である。

以上のように、年少労働者の労働条件は、事業場規模が小となるほど低く、労働時間及び休日に関する労働基準法違反も多い。

(6) 災害、疾病および疲労

昭和30年1年間の在職年少労働者2,402人のうち、業務上の災害を受けたと回答した年少労働者は464人(19.3%)で、大企業では122人(11.2%)中小企業では342人(26.1%)である。疾病にかかったと回答した年少労働者は1,634人(68.0%)で大企業では604人(55.3%)中小企業では1,030人(78.6%)で災害発生率、疾病罹患率いずれも中小企業が高率である。そして中小企業では前述した社会保険の項でも明らかなように、労災保険、健康保険の加入率が低いため、中小企業における災害、疾病時の医療費の負担は年少労働者及び事業主に多くかかっている。

また附帯調査「年少労働者の疲労調査」のフリッカー測定値によると、中小企業の年少労働者の方が、大企業の年少労働者に比較して疲労度が高く、自覚的症狀調査によると日による自覚的症狀の変化が大である。女子は男子に比較して自覚的症狀の頻度が高く、特に中小企業の女子年少労働者はその頻度が高い。しかし中小企業の事業場における健康診断実施の比率は低く労働者数10人未満の事業場では27%が全然健康診断を行っていなかった。

(7) 年少労働者の教育

年少労働者のうち男子は33%、女子は20%が学びながら働いているが、事業場規模が小となるに従って、就学者の比率が低くなっている。又通勤と住込の年少労働者を比べると、住込の方が就学率が低い。

就学していない年少労働者の半数以上のものは就学を希望しているが「時間がない」「疲れる」等の理由で就学を阻まれている。就学希望者の比率は事業場規模が小さくなるに従い低下している。このように中小企業の年少労働者は低賃金、長時間労働、諸施設の貧困等のため、就学及び一般教養を身につける機会を失い、それに対する意欲も消失してゆくのが実状ではないかと思われる。

(8) 年少労働者の就業経路

学校、職業安定所等を経て就業している年少者は大企業70%、中小企業55%で、中小企業では縁故就業者の比率が高い。又中小企業の方が他県出身の年少労働者数が多かった。

このように、中小企業では年少労働者の労働条件が低く、諸施設も大企業に劣り、社会保険の加入率も低い。

従って中小企業の年少労働者は、大企業の年少労働者に比べると社会保障の面でも恵まれず、疾病や災害の比率も高く、就学の機会も少く、学ぼうとする意欲も失ってゆくようにみられる。

7. そ の 他

今まで述べてきたことは、一般の年少労働に関するものであるが、特殊な年少労働問題として新聞配達児童、長期欠席児童、不当雇用の問題が挙げられる。これらについて簡単に述べると次のとおりである。

(1) 新聞配達児童

昭和30年12月～31年2月に実施した新聞配達児童の労働実態調査（婦人少年局）によると、東京都内の新聞配達児童数は約12,000人と推定され、全国では相当数にのぼると考えられる。この調査では、就業許可をうけた児童は僅か12%で、配達所要時間は朝刊又は夕刊だけを配達する場合は1～2時間、朝夕刊両方を配達する場合はその2倍で、学校における修学時間を加算すると労働基準法の制限を越すものもみられる。又休日も休刊日以外は殆んど与えられなくて、中学校の担任教諭の所見によれば、約40%が健康に、約65%が勉学に影響をうけているので発育期の児童にとって好ましいものではないとしている。

(2) 長期欠席児童生徒

長期欠席（昭和29年4月の学年始めから30年3月の学年終りまでの間に、連続又は断続して50日以上欠席した場合をさす）した児童生徒は、小学校より中学校が多く、小学校121,428人、中学校154,535人で、前年度に比べると前者が10,131人、後者が3,341人減少している。欠席率も中学校の方が高い。

欠席者のうちで労働しているものは小学校57,855人、中学校119,040人で、そのうち事業場へ勤めたものは小学校1,332人、中学校16,452人、家業を手伝っているものは小学校38,260人、中学校86,148人でその他のものは雇用関係なしで働いているものである。(長期欠席児童生徒調査, 昭和30年度 文部省)

(3) 不当雇用(いわゆる人身売買)

警察庁の「いわゆる人身売買事件検挙状況」の資料によると、検挙者は昭和27年を頂点として一たん減少しているが昭和30年には又増加し、被害者数も同じ傾向を示している。

昭和30年の18才未満のいわゆる人身売買被害者数は2,912人で、男子59人女子2,853人で女子が圧倒的に多い。被害をうけた年少者の家庭の職業は農業、日雇、無職が多く、売買された就業先は接客業が大半である。

GAa1/1

8B-1-13



女性と仕事の未来館



01143616